2006年韓国特許法・実用新案法の改正内容の一部

特許法

2006年3月3日から適用される改正

従来、新規性喪失の例外の対象は、出願前 6ヶ月以内に出願人が行った特定の行為に限定されていましたが、出願人保護の観点から、その対象が、出願前 6月以内の出願人によるすべての公知行為に拡大されました。従って、改正後は、例えば、韓国産業資源部令の指定のない学術団体が開催する研究集会等において出願人が文書で発表する行為も、新規性喪失の例外の対象になり得ます。

2006年10月1日から適用される改正

従来は、新規性の喪失事由のうち公知・公用については国内主義がとられていましたが、調査が容易になったこと等から、公知・公用についても世界主義がとられるようになります。従って、発明が出願前に外国で公知になるか、又は公然に実施された場合も、新規性の喪失事由となります。

審理の遅延防止の観点から、無効審判手続き中の訂正請求においてその認否を判断する場合、無効審判の対象となった請求項については、独立特許要件が除外されることになります。

実用新案法

従来の無審査制度から審査後の登録制度に全面改正されます。2006年10月1日以降の実用新案登録出願について適用されます。改正後は、特許出願と同様、出願日から3年以内に審査請求がされた実用新案登録出願について実体審査がなされ、所定の要件を満足することを条件に登録が付与されます。

また、二重出願制度は廃止され、特許出願と実用新案登録出願との間で出願形式を変更できる出願変更制度が導入されます。

以上は、特許法人 KOREANAから提供いただいた資料を基に作成しました。

以上